

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（4件）	漁 業 振 興 課
○長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正	監 理 課
◎ 公 告	
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・ 土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・ 測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・ 警備員指導教育責任者講習の実施	生活安全企画課
・ 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運転免許管理課
◎ 雑 報	
・ 令和6年度長崎県市町村職員共済組合の決算	市 町 村 課

告 示

長崎県告示第370号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

島原加入区

長崎県告示第371号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

獅子加入区

長崎県告示第372号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
新星鹿加入区

長崎県告示第373号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
黒瀬加入区

長崎県告示第374号

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 建築課関係						別表（第2条関係） 建築課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略						1～3 略					
4	長崎県建築基準適合判定資格等取得支援事業補助金	長崎県が建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条に基づき配置する建築主事及び建築副主事を安定的に確保する。	一級建築基準適合判定資格、二級建築基準適合判定資格並びに一級建築士及び二級建築士の資格の取得に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	長崎県職員						
住宅課関係						住宅課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金	地震による住宅及びブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図る。	木造住宅の所有者が行う耐震の診断、耐震のための改修計画の作成及び改修工事並びに危険なブロック塀等の所有者が行う除却、耐震シェルター等の購入等に必要経費の一部を市町が補助する場合の当	略		3	長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金	地震による住宅及びブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図る。	木造住宅の所有者が行う耐震の診断、耐震のための改修計画の作成及び改修工事並びに危険なブロック塀等の所有者が行う除却に必要な経費の一部を市町が補助する場合の当該経費	略	

		該経費		4	長崎県 親子で スマイ ル住宅 支援事 業補助 金	安心して子 どもを産み 育てること ができる住 まい及び居 住環境の形 成の促進を 図る。	多子世帯及び新 たに職住近接又 は育住近接をし ようとする者が 行う住宅の改修 工事又は中古住 宅取得に必要な 経費を市町が補 助する場合の当 該経費	別に定 める基 準によ り算定 する額	市町
4 略				5 略					

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷647番地1
犬塚 拓郎
長崎県南松浦郡新上五島町曾根郷578番地
神園 修
- (2) 加入区
新魚目町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新魚目町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町小串郷422番地6
新魚目町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷898番地
石田 和広
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷197番地12号

- 荒木 逸磨
- (2) 加入区
有川町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
有川町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷382番地13
有川町漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、国営吉井土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
末 永 広 幸	佐世保市吉井町板樋537番地	末 永 広 幸	佐世保市吉井町板樋537番地
中 川 正 徳	佐世保市吉井町橋口97番地	中 川 正 徳	佐世保市吉井町橋口97番地
松 園 壽 雄	佐世保市吉井町草ノ尾241番地	松 園 壽 雄	佐世保市吉井町草ノ尾241番地
馬 場 彰	佐世保市吉井町吉元517番地3	馬 場 彰	佐世保市吉井町吉元517番地3
吉 永 貢	佐世保市吉井町吉元378番地	松 永 英 司	佐世保市吉井町下原77番地
吉 田 哲 男	佐世保市吉井町上吉田878番地1	吉 田 哲 男	佐世保市吉井町上吉田878番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 浦 登	佐世保市吉井町福井1562番地	山 浦 登	佐世保市吉井町福井1562番地
鴨 川 正 二	佐世保市吉井町吉元399番地	鴨 川 正 二	佐世保市吉井町吉元399番地
鴨 川 康 博	佐世保市吉井町吉元221番地	鴨 川 康 博	佐世保市吉井町吉元221番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
対馬市厳原町及び上対馬町	令和7年7月14日から

令和7年9月30日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町荒川	令和7年7月17日から 令和7年12月23日まで

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第24号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月18日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に掲げる警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- 講習の種別
 - 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 実施期日
 - 新規取得講習
令和7年9月8日（月）から同月12日（金）までの5日間
 - 追加取得講習
令和7年9月11日（木）から同月12日（金）までの2日間
- 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 受講定員
 - 新規取得講習
20人
 - 追加取得講習
5人
- 受講対象者
 - 新規取得講習
次のいずれかに該当する者
ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和7年7月28日（月）から同年8月1日（金）までの午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

3万8,000円

イ 追加取得講習

1万4,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

- 9 講習の委託先の名称及び所在地
一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2番21-211号

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

なお、受付時には、運転免許証等の身分証明書を提示すること。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

長崎県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年7月18日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
(2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
(2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している者
(3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
(4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
(5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
(6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
(7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者

3 審査の実施日時

令和7年8月26日（火）から同月29日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- (ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
- (イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）
- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 23,750円
- (イ) 普通免許 19,800円
- (ウ) 第二種免許 22,200円
- (エ) その他の免許 14,450円

イ 教習指導員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 15,100円
- (イ) 普通免許 12,000円
- (ウ) 第二種免許 12,850円
- (エ) その他の免許 9,950円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和7年8月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 問合せ先

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区分 種類	免種	審査細目
		1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能

技 能 検定員	第 一 種	(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

雑 報

長崎県市町村職員共済組合公告

長崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年7月18日

長崎県市町村職員共済組合
理事長 岡田 伊一郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
収	負 担 金	6,411,076	11,718,361	661,510	88,208		172,820	160,454		
	掛 金	6,290,537		661,505				157,452		
	組 合 員 保 険 料		8,052,359							
	調 整 交 付 金	105,694								
	特 別 調 整 交 付 金	73,986								
	高 額 医 療 交 付 金	127,468								
	災 害 給 付 交 付 金	1,500								
	育 児 ・ 介 護 休 業 手 当 金 交 付 金	311,403								
	補 助 金	154,805					1,340			
	保 険 手 数 料							13,328		
	組 合 員 貸 付 金 利 息									14,503

入	連 合 会 交 付 金	9					70,749			76
	利 息 及 び 配 当 金	1,365				13	3,799	9,826	376,813	425
	そ の 他 収 入	19,790					28	107	19,962	
	他 経 理 よ り 繰 入 金						32,704			
	前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	1,079,666								
	計	14,577,299	19,770,720	1,323,015	88,208	13	281,440	341,167	396,775	15,004
支	給 付	6,712,663								
	役 職 員 給 与						120,880	32,790	17,579	4,709
	厚 生 費						132	204,808	17	5
	特 定 健 康 診 査 等 費							34,639		
	旅 費 ・ 事 務 費						23,189	1,792	1,568	305
	委 託 費						14,210	1,911	76	38
	負 担 金						19,439	9,067	2,778	909
	支 払 利 息					13			277,913	
	連 合 会 分 担 金						10,190	2,895		
	事 務 費 負 担 金 払 込 金						76,705			
出	連 合 会 払 込 金	137,502								
	負 担 金 払 込 金		11,718,361	661,510	88,208					
	掛 金 払 込 金			661,505						
	組 合 員 保 険 料 払 込 金		8,052,359							
	連 合 会 拠 出 金	628,669								
	連 合 会 返 還 金	327,808								
	退 職 者 給 付 拠 出 金	11								
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,526,490								
	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,377,112								
	病 床 転 換 支 援 金	1								
	介 護 納 付 金	1,182,388								
	一 部 負 担 金 払 戻 金	80,535								
	減 価 償 却 費							7,775	3,746	
	特 別 修 繕 引 当 金 繰 入							6,000	3,000	
	そ の 他 支 出	6,565						20,651	4,784	1,199
他 経 理 へ 繰 入 金	32,704									
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	1,080,049									
	計	14,092,497	19,770,720	1,323,015	88,208	13	299,171	299,432	301,130	7,223
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	484,802	0	0	0	0	0	△ 17,731	41,735	95,645	7,781

発 行 者
長 崎 市 尾 上 町 三 番 一 号

電 話 代 表 (八 二 四)
直 通 (八 九 五) 二 二 一 一 四

貸 借 対 照 表 の 要 旨

(単 位 : 千 円)

資 産	流 動 資 産	2,564,854	208				592,180	1,166,874	2,202,919	599,341
	固 定 資 産						243,977	421,362	25,232,309	1,087,939
	資 産 合 計	2,564,854	208	0	0	0	836,157	1,588,236	27,435,228	1,687,280
負 債	流 動 負 債	462,596	208				4,924	37,543	25,513,045	58
	固 定 負 債	1,080,049					146,135	56,001	14,492	12,558
	負 債 合 計	1,542,645	208	0	0	0	151,059	93,544	25,527,537	12,616
純 資 産	資 本 剰 余 金							157,101		
	利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (△)	1,022,209					685,098	1,337,591	1,907,691	1,674,664
	純 資 産 合 計	1,022,209	0	0	0	0	685,098	1,494,692	1,907,691	1,674,664
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,564,854	208	0	0	0	836,157	1,588,236	27,435,228	1,687,280

印 刷 所
長 崎 市 樺 島 町 八 番 十 二 号

株 式 会 社
寺 田 宏 印 刷 所